令和4年度第6回鹿児島海区漁業調整委員会

議 事 録

- 1 日程等
- (1) 日 時 令和5年3月7日(火)午後1時30分から午後3時10分まで
- (2) 場 所 県庁18階 特別会議室
- (3) 出席者 次のとおり
- 2 議事内容及び結果
- (1) 鹿児島海区漁場計画の案について(諮問)

【委員会】

- ⇒ ① 県からの説明後、当該委員会において、委員からの意見及び質問は 3つの会場で実施する公聴会終了後の直近(次年度)の委員会において 一括して実施することを協議し、決定した。
 - ② 公聴会の議長について, 鹿児島会場及び阿久根市会場を柳原委員に, 鹿屋市会場を川畑委員に決定した。

【公聴会(鹿児島市会場)】

公聴会出席者なし

- (2) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について (諮問)
 - ⇒ 原案のとおり制限措置の内容等を定めることが適当である旨答申することに決定した。
- (3) くろまぐろ及びするめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
 - ⇒ 原案のとおり、漁獲可能量を定めることが適当である旨答申することに 決定した。
- (4) 特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の運用 について(報告)
 - ⇒ 特になし。
- (5) 公聴会(鹿屋市会場) 公聴会出席者1人(意見なし)
- (6) 公聴会(阿久根市会場) 公聴会出席者なし

令和4年度 第6回鹿児島海区漁業調整委員会・公聴会

日時:令和5年3月7日(火) 午後1時30分~

	日時: 令和5年3月7	7 日(火) 午後 1 時30分~
区分	氏 名	出欠
`\#.	〈会長〉	
漁	阿久根 金也	×
業	〈会長職務代理者第1位〉	
	中馬 清文	×
者	川畑 三郎	0
٠	楠田 勇二	0
漁	小﨑 春海	0
業	迫田 洋則	0
従	重信 雅彦	0
事	田村 眞一	0
者	野村 敬司	×
学	〈会長職務代理者第2位〉	
	柳原 重臣	0
識 経	佐野 雅昭	×
験	西一樹	0
中	肥後 正司	×
	前田 圭子	×
立	前田 祝成	×
	出席	8
	欠席	7
	<事務局等>	
	職名	氏名
	事務局長(資源管理監)	脇田 敏夫
	事務局次長 (技術主幹兼漁業調整係長)	板坂 信明
	事務局書記(主査)	上今 達矢
	水産振興課漁業調整係 技術専門員	村田 圭助
	水産振興課漁業調整係 水産技師	福元 亨介
	水産振興課漁業監理係 技術専門員	加治屋 大

令和4年度 第6回鹿児島海区漁業調整委員会【公聴会】

3/22(水) 鹿屋市会場 3/29(水) 阿久根市会場

		3/22(水) 屁 医 甲 云 場	3/29(水)阿久松巾会場
区 分	氏 名	出欠	出 欠
漁	(会長) 阿久根 金也	×	×
業	川畑 三郎	0	×
者	楠田 勇二	×	×
• 漁	小﨑 春海	×	×
業	迫田 洋則	×	0
従	重信 雅彦	0	×
事	田村 眞一	×	×
者	野村 敬司 〈会長職務代理者第2位〉	×	0
学	柳原重臣	×	0
識経	佐野 雅昭	×	0
験	西 一樹	0	×
中	肥後 正司	×	×
	前田 圭子	×	0
<u>1</u>	前田 祝成	×	×
	出席 欠席		5 9
	<事務局等>	T	
	職名	氏名	氏名
	事務局長(資源管理監)	lele /enn	脇田 敏夫
	事務局次長(技術主幹兼漁業調整係長)	板坂 信明	1.人 また
	事務局書記(主査)	上今 達矢	上今 達矢
	水産振興課漁業調整係 技術専門員	村田 圭助	村田 圭助

-令和5年3月7日(火)午後1時30分開会-

【開会】

○脇田事務局長

皆さんこんにちは。それでは定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第6回 鹿児島海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員15名中8名の出席をいただいており、漁業法第145条第1項の規定に定めます定数を満たしてございますので、本委員会は成立してございます。

それでは注意事項です。発言は挙手の上、議長の了承の後にマイクがお手元に届きましてから行うようにお願いいたします。

それでは、議長の方より挨拶と議事進行をお願いいたします。

○柳原議長

阿久根会長が急遽,欠席ということで,職務代理の私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

議事に入る前に、議事録署名者を私の方から指名するということでよろしいでしょうか。

(「はい。という声あり。」)

○柳原議長

それでは、今回は川畑委員と西委員にお願いします。

(「はい。という声あり。」)

○柳原議長

引き続き、議事に入ります。

【議題1:鹿児島海区漁場計画の案について(諮問)】

○柳原議長

議題1は鹿児島海区漁場計画の案についてです。これは諮問事項です。県からの説明 をお願いします。

〇水產振興課(村田技術専門員)

はい。漁業調整係の村田です。よろしくお願いします。座って説明させていただきま す。

それでは議題1につきましてご説明いたします。資料の1となります。

本議題は諮問事項でありますので、まずは資料の1を1ページめくっていただきまして、諮問文を読み上げます。

一諮問文一

水 振 第 7 7 7 号 令和 5 年 2 月 22 日 (水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

鹿児島海区漁場計画の案について(諮問)

このことについて、別添のとおり作成したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

○村田技術専門員

次のページをお開きください。右肩に別添とある資料になります。

鹿児島海区漁場計画案の内容となりますので、順を追ってご説明いたします。

漁場計画の内容としまして、1漁業権に関する事項ということになります。

漁場計画には以下の事項が定められてございまして, (1)漁場番号,漁業種類,個別漁業権又は団体漁業権の別,これは区画漁業権に限っております。

漁業の名称,漁業の時期,漁場の位置,漁場の区域,条件,関係地区について漁場計画に記載してございます。

その下は別紙の通りとなっておりますが、次のページ以降記載がございまして後程ご 説明いたします。

- (2)の存続期間です。①共同漁業権は令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間となっております。
- ②区画漁業権です。第1種区画漁業権はAからHまでになりますが、魚類養殖、のり養殖、わかめ養殖、ひじき養殖、真珠母貝養殖、ひおうぎがい養殖、あわび養殖、かき養殖業、これらにつきましては令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間、その次、Iの真珠養殖業については、令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間となっております。
- (イ)第3種区画漁業権です。あさり・はまぐり養殖業になりますが、これも令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間、③の定置網漁業については、令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間としております。

次のページをお開きください。

鹿児島海区漁場計画についてそれぞれの漁業が記載されているページの目次になります。漁場計画の構成としましては共同漁業権次に区画漁業権、最後に定置網漁業権という形で資料が構成されております。

- 一番最後の定置網漁業権が113ページまで続いておりまして、そのあと連絡図としまして漁業権の箇所を示した概略図面を添付しておりますのでご参考ください。
- (1)共同漁業権から順次説明していきますが、参考資料の別途お手元に本日お配りしております「R5漁業権一斉切替・変動一覧」、表の資料になっておりますこの資料と、もう1つ参考図として区画漁業権の変更箇所について示した図面があります。

この2つの資料と併せて説明していきますので、よろしくお願いいたします。

漁場計画の策定については、令和3年の当初より資料の整理を開始しまして、令和3年8月末から共同漁業権の現地調査を開始しました。

今年度は区画漁業権を中心に現地調査を行いまして、12月に素案についてのパブリックコメントを実施し、海上保安部や港湾管理者、市町村等との公益協議を行った後の計画案としてを本日お示ししております。

それでは漁場計画について説明いたします。 1ページをお開きください。「 $\mathbb{E}-1$ 」となっております。

1 鹿児島海区(1) 共同漁業権になります。共同漁業権は、第1種、第2種、第3種、そし

て第3種の中につきいそ漁業権、飼付漁業権の各種類がございます。

別途配布しました、参考資料のR 5漁業権一斉切替・変動一覧に、鹿児島海区において、現在の免許内容と変更のあるものについて、一覧表を作成しておりますのでご覧ください。

共同漁業権については、表の上の点線で囲んでいる見直しのポイントの①にあるように、特定水産動植物であるあわび、なまこについて追加を行っております。これは漁業法の改正によりまして、漁業権漁業や知事許可漁業に基づく採捕以外は認められないことになっていることから、採捕の実績や、今後採捕の可能性がある漁協については、「あわび・なまこ漁業」を追加しております。

その他②としまして,利用実態・行使実態に合わせた漁業の追加や削除を行っております。具体的には行使の実態のない漁業,或いは経済的価値が低く,資源管理が行われていない漁業につきましては削除。

また,これまで漁業権の対象種として入っていなかったものの,採捕実績があり資源 管理が行われているような漁業については,新たに追加したところでございます。

鹿児島海区におきましては、55箇所の漁場において変更がございました。

それでは地区ごとに説明いたします。

まず、北薩地区でございます。冊子の漁場計画のページは鹿-1から鹿-4ページまでで東町漁協、北さつま漁協の管内になります。

本地区は県内でも漁業の盛んな地区であり、多種多様な漁業が行われているところでございます。変動一覧を併せてご覧ください。

本地区については、第1種共同漁業権において、あおのり、まつのり、ふのり漁業、 ばい漁業について行使実態がない、今後の行使見込みもないというところがございます ので、これについては削除を行っております。

一方で、たかせがいについて、採捕実績、水揚実績があるということで、東町漁協に おいて追加を行っております。

第2種漁業につきましては、北さつま漁協の出水支所で「がざみ建網漁業」の削除が ございました。

その他第3種につきましては、当該地区についてはございません。北薩地区のヒアリングの中では、出水地区においてまてがいの追加希望がございましたが、漁業における管理ではなく、観光客の管理が目的ということであったので、今回はこの漁場計画への掲載を見送っております。

その他の漁業権の内容につきましては,適切かつ有効に活用されているとの判断のもと,概ね従前の内容にて計画し,切替を行う予定であります。北薩地区についてはこのような形で計画を作成しております。

次に西薩地区です。計画の4ページから10ページまでになりまして、甑島漁協、川内市漁協から加世田漁協の間になります。変動一覧の1ページも併せてご覧ください。

本地区については,第1種共同漁業権において特定水産動植物への対応として川内市 漁協でなまこ漁業の追加,串木野市漁協であわび漁業の追加,江口漁協及び加世田漁協 でなまこ漁業の追加が行われております。

その他甑島漁協の各支所で、なまこ、たこ、とこぶし、みな漁業の追加の要望があり、 いわのり、きりんさい、くぼがい等の貝類の削除がございました。

第2種共同漁業権では、甑島漁協においてキビナゴ建網漁業の追加と、雑魚狩り刺し網、いかかかり網、ぶり建網、めじな建干網漁業等の削除がございました。

第3種においては、甑島漁協でたい船びき網、キビナゴ雑魚地引き網の削除が行われており、多数の人員を必要とする漁業については、就業者の減少や高齢化の影響を受け、 行使されていないという実態がございました。 以上の通り、漁場の利用実態に応じた追加・削除はあるものの、その他の共同漁業権の内容については、適切かつ有効に活用されているとの判断の下、概ね従前の内容にて計画し、切替を行う予定としております。

続きまして、南薩地区の説明になります。計画では11ページから14ページまでで、笠沙町漁協から野間岬を回りまして、かいゑい漁協までの範囲になります。

変動一覧では2ページの上段部分になりますのでお開きください。

第1種共同漁業権では、笠沙町漁協及びかいゑい漁協で特定水産動植物への対応として、なまこ・あわび漁業の追加のほか、坊泊漁協では利用実態に合わせたトコブシ、カラスガイ、カメノテ漁業の追加が行われております。

第2種漁業については久志支所において、行使実態がないとして、ぶり建網漁業を削除しております。その他につきましては、概ね従前の通りの内容となっております。

鹿児島湾地区の説明になります。計画の14ページから25ページの間になります。指宿市の山川町から鹿児島湾を反時計回りに、鹿児島市・霧島市・垂水市・鹿屋市と回り、南大隅町の佐多支所までとなります。

変動一覧では2ページの中下段部分になります。第1種共同漁業では、特定水産動植物への対応として、なまこ・あわび漁業の追加が各漁協でされているほか、佐多支所では、カラスガイ、トコブシ、アナゴ、カメノテ漁業の追加要望があり、これは漁業者による利用実態があるのはもちろんですが、町外から貝を捕りに来る人も多く、組合として乱獲防止や、藻場造成と合わせた増殖対策も含めて管理していきたいとの要望があったところでございます。

第1種で削除されているものについては大根占支所でウニ漁業,ねじめ漁協で月日貝, トコブシ,ウニ漁業の削除があり,行使実態や水揚げ実績がないとの理由でありました。

第2種においては、鹿児島市漁協や錦江漁協で複数の建て網漁業を雑魚建網漁業に統合整理した案件や、複数年行使者がいない漁業において削除が行われているところでございます。

続きまして、大隅地区の説明になります。計画の26ページから28ページの間になります。佐多岬の支所から志布志湾の志布志漁協までの間にあります。

変動一覧の3ページの上段部分になります。

第1種共同漁業権では、共同漁業では特定水産動植物への対応としてなまこ漁業の追加がされているほか、内之浦漁協ではイワガキ漁業の追加がございました。

イワガキについては、これまでも利用実態がありましたが、イワガキの認知度が高くなるにつれて町外からの採捕者が増えてきており、組合で漁場の管理を行いたいとの要望がありました。

その他, 東串良においては, 10年以上ハマグリ漁業としての行使, 水揚げ実態がないということでしたので, ハマグリの削除を行ったところでございます。

第2種については利用実態に応じ、削除・追加を行っております。

その他の共同漁業権の内容については、概ね従前の内容にて計画し、切替を行う予定としております。

次に、三島、十島、宇治の各離島地区になります。計画の29ページから32ページの間になります。

変動一覧の3ページの下段部分になります。

第1種共同漁業では、特定水産動植物への対応としてなまこ漁業が追加されております。

その他,三島村・黒島では、カメノテ漁業の追加、十島村の各島々では、いせえびをかごで採捕する実態があるということで、雑魚かご網漁業の追加を行っております。

宇治漁連については、最近、網漁業の行使をする方が少ないということで、人手を必

要とするような、ぶり建網、小型定置網について削除を行っております。

その他については、従前の通りの内容で計画をしております。

112ページの次のページから、連絡図を添付しております。共同漁業権の区域については従前と変更はございません。

一方で,共同漁業権の除外区域について,鹿児島市漁協管内での臨海道路建設に伴い, 橋梁と大部分などの除外区域の追加がございました。

その他,除外区域に関してはパブリックコメントによって串木野市漁協から,串木野新港における堤防で一般の方のイセエビ釣りが多くて,対応に苦慮しているということから堤防周辺の漁業権を新たに設定するなど,除外区域を見直して欲しいとの意見がありました。

こちらで県庁内の関係各課と協議を行ったところ,漁業権を放棄し,補償金を受け取っている中で新たに漁業権を設定することについて施設管理者の理解が得らなかったところで,この件に関しては従前の通りとしているところです。

次に、つきいそ漁業、飼付漁業になります。

つきいそ漁業,ぶり等の飼付漁業は、共同漁業権の第3種の内容となっております。計画の33ページから44ページになります。変動一覧の4ページ目をお開きください。

つきいそ漁業については、今回の切替に係る現地ヒアリングでは、利用状況・管理状況について十分にヒアリングを行った上で、利用の実態や漁場の維持管理の実態のないものについては見直しを行っております。

同様にぶり飼付についても、複数年に渡り行使者がいない漁場については、抹消を行っているところでございます。

飼付漁業については、ヒアリングにおいて利用の低い漁場も複数見られたところでございます。

時間と経費,人員がそろわないと漁が始められないということで苦労されている地域 も見られましたが、そのような漁場については、利用の可能性があるということであれ ば、従前の通りの内容として計画をしております。

以上,つきいそ,飼付漁業については鹿児島海区内で31件の抹消を行っております。 続きまして,区画漁業権です。計画の45ページ以降になります。

養殖種類の順番としては魚類養殖,のり、わかめ、ひじき、真珠母貝、ひおうぎがい、あわび、かき、真珠の順番で漁場計画は記載しております。

まず, 魚類養殖ですが, 変動のあった箇所を中心に説明していきます。変動一覧の5ページをお開きください。

東町漁協管内については、全体として、生簀の増減はありませんが、利用実態、行使 実態に応じて、各漁場間で生け簀の台数のやりとりがあったところでございます。

また,漁場番号の5号6号7号の漁場は赤潮発生期間に於いて,避難漁場となっておりますが,従来は5月から11月までを避難期間としていたものを,前後1月期間を延長し,4月から12月までを避難所漁場として利用できるよう,漁業の時期,条件の変更を行っております。

この理由としましては、避難漁場までの生簀の移動を、より水温の低い時期に移動させることで、魚への負荷を低減したいとの要望があったことから、これに応じた内容としております。

その他, 9号漁場においては,区域の縮小を行っております。

別途, お配りしております変更等箇所図, 横の表, 図面がありますけど, これの1ページを参照してください。

左側は現在の状況で右側が変更案になります。

9号の漁場については、区域を縮小したということで、岸側の浅いエリアのところで

ひおうぎがいを新設したいということがございましたので、そのような形になっております。

参考図の2ページをお開きください。13号漁場になりますが、ここでは区域の拡大を 行っております。

岸側の漁場が浅いということで漁場の区域を広げて、必要な面積を確保したいという ことでございました。

その他,新規の漁場としまして,33号を新設しております。参考図の3ページになります。現在の32号漁場の係留ロープなど養殖施設について,経年劣化が生じており、今後,図に示してある三角のエリアに移設を行う予定としております。

変動一覧の6ページ,参考図の4ページです。北さつま漁協の長島支所管内になります。 ここでは漁場間での生簀台数の変更について参考図の通り,一部漁場の区域の拡大を 行っております。

台数については、5台から14台に増えているところですが、これについては長島支所の他の漁場から減じた分をここの漁場に移してくるということでございます。

続いて、変動一覧の3段目甑島漁協になります。甑島漁協においてはクロマグロ人工 種苗の漁場において実態として利用がされてないということでございましたので、147台 分の漁場を抹消しております。

次に、南薩地区です。変動一覧の表の4段目以降になります。

笠沙町漁協においては、令和元年に途中免許で沖出しを行った漁場がございますが、 これについて、生簀の台数を75台から104台に変更しております。

これは、平成元年に途中免許を行うに当たり、当初104台で計画を策定しておりましたが、当委員会において、まずは現状の75台を認めて、その後、実績の状況や要望を踏まえて、計画である104台の免許を行うとして貴委員会よりご意見をいただきましていた案件であります。

今回の切替における現地ヒアリングにおいては、沖出しを行った漁場では、免許を受けた生簀台数を活用していること、それと環境が良いということで、魚の成長が速く、病気も少ないとの説明があったほか、当初より要望していた増枠についても、カンパチの増産を行いたいことから認めていただきたいとの要望が改めてあったところでございます。

県としましては、漁場改善計画の適正養殖可能数量の範囲内であること、途中免許の計画策定段階では、様々な調整は整っていたことを踏まえまして、今回の計画案としております。

次に参考図の5ページ、県漁協の秋目、久志支所になります。

秋目の魚類養殖については、未活用漁場の抹消を、久志の漁場においてはクロマグロ 養殖から魚類養殖への変更を行っております。

この件は、久志にあるマルハニチロの養殖技術開発センターで、ブリの人工種苗を生産しているところですが、種苗生産から稚魚の中間育成・生産までを一貫して行うことで、人工種苗の導入を希望する生産者ですとか、消費者に対しまして各生産段階の人工種苗由来のブリを見てもらうということで、人工種苗の魚のPRを行う場として活用したいとの要望があったものでございます。

人工種苗につきましては、積極的に推進していくという考えのもと、計画に反映して おります。

次に参考図の6ページです。指宿漁協になりますが、ここでは漁場区域の変更を行っております。

変更の理由としましては、現在の漁場が水深25メートル程度ということで、台風が来た際に生簀を沈下する時に、波浪の影響を受けない十分な深さまで生簀を沈下すること

ができないため、水深のある区域へ移転したいという要望があったものでございます。 続きまして、湾奥の牛根漁協ですが、ここにおいても漁場の移転がありました。参考 図の7ページになります。

牛根漁協管内では4つの漁場がありますが、上ノ村地先の漁場において潮通しが非常に悪いということと、赤潮発生時に最後まで有害プランクトンが見られているということ、それと、夏場に貧酸素水塊が発生するのですが、他の漁場と比べて長く影響を受けているということから、共同漁業権を超えた場所への移転要望があったものでございます。

移転に際しては、共同漁業権外での区画漁業権の設定ですので、鹿児島市を含めた湾奥の漁協の同意、それと湾奥で操業するまき網、小型底引き網の団体の同意を得ているということでしたので、このような計画としております。

その他、参考図の8ページになりますが、桜島の南側にある古里町地先において魚類 養殖の新設を行っております。これは既存の漁場から生簀を一部移転するものでありま す。

参考図の9ページになります。魚類養殖区域の新設として、県漁協大根占支所においてカンパチ人工種苗の中間育成漁場としての要望がありましたので、港湾管理者との調整が整ったということで新設を行っております。

他には東町漁協と同様に条件の変更として生簀台数の変更が、数箇所ありますが、鹿児島湾内においての生簀の台数の増加等はございません。

なお, 鹿児島湾内においては, 国が示しております農林水産物食品の輸出拡大行動戦略などによりまして, 国の方がぶりの輸出倍増について示していることから, 多くの漁協で生け簀の台数の増枠ですとか, 新たな漁場の申請, 新設について現地ヒアリングでは要望がございました。

しかしながら、増産した魚の出荷先の確保ですとか魚類養殖指導指針、鹿児島湾ブルー計画との整理が現時点では整っていないということから要望への対応は行っておりませんが、次回の切替に向けての課題として要望を賜ったところでございます。魚類養殖については以上になります。

それ以外の養殖業については変動一覧を用いまして説明いたします。

変動一覧の7ページです。

のり養殖業をはじめ藻類養殖については、2漁期以上活用されていない漁場、今後未利用見込みのない漁場については見直しを行いまして、のり養殖業については当海区で25件の抹消を行っております。

めくって8ページになります。わかめ養殖業については同様に8件の抹消を行った一方で、北さつま漁協、川内市、串木野市、江口、喜入、谷山漁協において、7件の新規漁場の計画をしたほか、区域の拡大、ひじき養殖業との共有利用による変更が行われております。表の下、ひじきについては11件の抹消となっております。

めくっていただいて9ページになります。真珠母貝垂下式については、甑島において、新たな漁場の新設、ひおうぎがいについては東町、喜入町支所、錦海支所において新規漁業の要望があったところでございます。

あわび・かき養殖については、それぞれ3件の抹消、東町において、かき養殖の新規 要望が1箇所がありました。

変動一覧の10ページになります。真珠養殖については、東町漁協における2件の抹消、 あさり・はまぐり地まき式においては、錦江漁協、東桜島漁協で3件の抹消、喜入町支 所で新たに取り組みたいとして2件の新規要望がございました。

区画漁業権の最後,出水市の大規模くるまえび増殖場については,数年に渡って中間 育成の実績もなく,今後,くるまえびの施設としての利用計画もないということでござ いましたので、今回の切替で抹消することとなっております。

以上,鹿児島海区の区画漁業権全体では新規が17件,変更が33件,抹消が61件となっております。

最後に、定置網漁業権について説明いたします。甑島の上甑ですが、現在の1号定置 について、利用実態が確認されなかったことから抹消としております。

その他、軽微な変更として表には記載してございませんが、久志の網代鼻の定置、漁場計画の25号ですが、ここについてアンカーブロックが岩盤の上にあってロープが擦れてしまうということで、少しずらして欲しいとの要望がありましたので、30メートルほど漁場区域を移動させて計画を行っております。

その他の定置網漁業については、適切かつ有効に活用されているとの判断のもと、概ね従前の計画内容で計画し、切替を行う予定としております。

鹿児島海区漁場計画案についての説明は以上になります。

○柳原議長

県からの説明が終わりました。質疑に入る前に今後の予定なんですけれども、本日2時半から公聴会、それと3月22日が鹿屋会場、3月29日が阿久根会場となっております。

それと、公聴会を踏まえた上で、新年度に委員会があって、そこでもこの計画を審議 する場がございます。

そういうことで、今回、本日の質疑に関しては、公聴会が2時半から予定されておりますので、その辺りを踏まえまして、今の段階で質疑があれば受けたいと思います。

それでは私の方から魚類養殖の小割式養殖の全体の生簀台数というのは,現状と本計 画と何台ぐらいになるのか。

○村田技術専門員

はい。鹿児島海区においては、甑島の方でクロマグロ養殖の抹消が1件あったということで、その分の147台の減。それと、久志の方でクロマグロから魚類へ変更したというところでその辺の変更の部分と、笠沙の方で前回の漁場計画で104台ということで要望していたところが75台になったということで、今回新たに104台で要望したいということでの増があり、鹿児島海区全体では、合計で生簀の台数、これはクロマグロも含めた形でありますけど、現時点で7,983台。これが現在の免許の枠台数です。それが今度の切替におきまして、

7,809台ということでございまして,台数としましては174台減ということで,今回計画 しているところです。

○柳原議長

わかりました,ありがとうございました。委員の皆様から何か他に質問ございませんか。

また,公聴会が全て終わった後に,新年度に計画案についての質疑応答ができる場が ございますので,その時にお願いいたします。

意見,質問等がないということですので,ここで鹿児島海区漁業調整委員会公聴会に関する手続規程第6条に基づき,これから行われる予定の3会場の公聴会の議長を選任したいと思いますが,私の方から指名するということでよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○柳原議長

ありがとうございます。各会場の委員の出席状況を事前に事務局の方で確認しておりますので、その辺りを踏まえまして、本日の鹿児島市会場の議長、それと阿久根市会場をこれについては私の方で、あと鹿屋市会場については川畑委員にお願いしたいと思い

ますけれども, それでよろしいでしょうか。

(「はい。という声あり」)

○柳原議長

ありがとうございます。少し時間がございますけれども、公聴会が2時半ですので、 ここで一時委員会を閉じたいと思います。時間が来たら、開催したいと思います。よろ しくお願いします。

-暫時休憩-

一令和5年3月7日(火)午後2時30分開始一

【公聴会】

○柳原議長

定刻になりましたが、公聴会の出席を希望される方はおられませんので、これで公聴会を終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○柳原議長

ありがとうございます。それでは、公聴会を終了します。

一令和5年3月7日(火)午後2時31分閉会一

【委員会再開】

○柳原議長

ここから委員会を再開します。

【議題2:知事許可漁業に係る制限措置等の公示について(諮問)】

○柳原議長

議題2です。知事許可漁業に係る制限措置等の公示についてです。これは諮問事項です。執行部からの説明をお願いします。

○水産振興課(上今主査)

はい。水産振興課 上今です。よろしくお願いします。

資料の2になります。1ページをご覧ください。知事許可漁業に係る制限措置等の公示につきましては、諮問事項ということで、諮問文を読み上げさせていただきます。

一諮問文一

水 振 第 8 1 2 号 令和 5 年 3 月 7 日 (水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について (諮問)

このことについて,漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので,漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき,貴委員会の意見を求めます。

〇上今主査

資料の2ページをお開きください。こちら潜水器漁業の新規許可要望の事案となります。

操業区域にあります通り内之浦漁協からの要望でして、新たに潜水士の免許を取得した方が、魚家経営に活用したいということで、潜水器漁業の新規許可取得を要望しております。

漁業時期につきましては、3月1日から8月20日まで、船舶の総トン数・推進機関の馬力数は定めなし、許可すべき船舶等の数は1人、漁業を営む者の資格としましては、こちらに記載の通りで、申請すべき期間は3月10日から3月17日の1週間で漁協と打合せをしております。

3ページ以降につきましては、いつもの資料を添付しております。こちら承認をいただき、答申を得られましたら、令和6年2月末までの許可となります。以上になります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○柳原議長

ただいま説明がございました。委員の皆様から何か意見等ございましたらお願いしま す。どなたかございませんか。

私から確認です。これは内之浦漁協管内ではこれだけなんですかね。他にもございますか。

〇上今主杳

はい。内之浦漁協管内で、現在、許可が9件ございます。新規を合わせまして10件となります。

○柳原議長

はい。わかりました。川畑委員どうぞ。

○川畑委員

魚種は何ですか。

○上今主査

トサカノリになります。

○柳原議長

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

他に意見もないようですので、議題2の知事許可漁業に係る制限措置等の公示については、原案の通り定めることが適当である旨、答申してよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○柳原議長

では、そのように答申することに決定します。

【議題3:くろまぐろ及びするめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)】

○柳原議長

議題3です。くろまぐろ及びするめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁 獲可能量の設定についてです。これも諮問事項です。執行部から説明をお願いします。

○水産振興課(加治屋技術専門員)

漁業監理係の加治屋です。議題3でございます。資料の3をお開きください。

4月1日から、くろまぐろとするめいかに関して新たなTACが始まるということで 諮問するものです。諮問文を読み上げます。

一諮問文一

水 振 第 7 8 1 号 令和 5 年 2 月 9 日 (水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

くろまぐろ及びするめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲 可能量の設定について(諮問)

このことについて別案のとおり本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第16条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

○加治屋技術専門員

次、別案1と書いてあるペーパーをご覧ください。

まず、くろまぐろ小型魚でございます。本県に配分された漁獲可能量は14.2トンとなってございます。配分のルールにつきましては、その下に書いてございます。概ね1割を本県の留保とし、残りの概ね9割を平成22年から24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じて、それぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するということでございます。

実際の設定において、ポイントは2つございます。

1つは、管理区分ごとの配分につきまして、先ほど基本というものがあると申し上げたんですけれども、直近の漁獲実績を反映するということでございます。

もう一つ,上半期への配分は,それぞれ令和2から4管理年度で,最も多かった漁獲 実績を反映するということでございます。

その下の方の表にまとめてございます。

管理区分につきましては、まず、定置漁業というものとその他のくろまぐろ漁業という2つの管理区分がございます。

それが上半期、下半期ということで2つに分かれているところです。

漁獲実績ですけれども、定置漁業の方が21.8トン、その他の漁業の方が5.9トンということでございました。

こちらの漁獲実績につきましては、令和2年から3管理年度の実績の平均値というふうになってございます。その隣に配分比率を書いてございます。定置漁業が78.82%、その他の漁業の方が21.18%というふうになりました。

本県に配分された漁獲可能量14.2トンに乗じたものがTAC配分①というものでございます。

定置漁業が10.1トン,その他のくろまぐろ漁業の方が2.7トン,県の留保枠として14.2トンのうちの1.4トンを留保するということでございまして,合計が14.2トンとなります。さらに,これを上半期と下半期に分けたものがTAC配分②というものでございます。定置漁業の上半期が4.9トン,こちらの方は令和4年度の実績であり,過去に最も多かった数量になります。

下半期の方が残りの5.2トンということになります。

その他のくろまぐろ漁業の上半期につきましては、0.9トンということで、こちらは令和2年度の実績であり、過去に一番多かった数字ということで、下半期の方には2.7トンから差し引いた1.8トンを設定するということでございます。

次に、2項目のくろまぐろの大型魚でございます。本県に配分された漁獲可能量8.9トンでございます。

管理区分への配分ルールというのは、先ほど小型魚の項目でご説明した通りでございます。

具体的な配分につきましては,(3)に記載してございます。ポイントは,管理区分ご との配分について小型魚と同じように,直近の漁獲実績を反映することでございます。

定置漁業の漁獲実績が8.1トン, その他のくろまぐろ漁業の方が3.3トンとなっております。配分比率につきましては71.22%, その他の方が28.78%となっております。

こちらの方は上半期・下半期という区分がございませんので、この比率で配分したものがTAC配分案ということになります。

定置漁業が5.7トン, その他のくろまぐろ漁業の方が2.3トンで, 県の留保枠が8.9トンの概ね1割で0.9トンとなってございます。合計8.9トンということでございます。

今後の予定としましては、関係する海区に諮問させていただいた後に、県の公報によりまして告示する予定となっております。

次のページをお開きいただきまして、するめいかの設定になります。

本県に配分された漁獲可能量は、現行水準というものでございます。

数量の管理ではなくて、漁獲の圧力をこれまでから変えない管理の仕方になります。 ただし、目安の数量として50トン未満となっております。

項目2については、管理区分への配分ルールです。

県の資源管理方針の別紙に書いてありまして、全量を当該知事管理区分に配分するとなっており、下の表の通り、するめいかに関しては、1つしか管理区分がないということで、こちらに全量を配分するということでございます。

項目4の公表については、くろまぐろと同じく、関係する海区に諮問した後に、県の 公報によりまして告示することとなっております。説明は以上です。

○柳原議長

ただいま説明がございました。委員の皆様から質疑等ございましたらお願いします。 はい。小崎委員。

○小﨑委員

小型魚と大型魚の境はどこですか。

○加治屋技術専門員

はい。小型魚は30キロ未満、大型魚は30キロ以上となっております。

○柳原議長

他にございませんか。はい, 迫田委員。

○迫田委員

くろまぐろは、現在、青森県の大間で違反操業があったという形で水産会社が2社、 それから、漁業者が6~7名逮捕されたという情報が入っております。

規定よりたくさん漁獲したのに、ぶりという名前で水揚げしたという非常に厳しい情報が色々なところから入ってきております。こういうことがあれば、今後、規制がなお強化されるんじゃないかと思いますけれども、大間の件について県で何か把握している情報でもあれば教えていただきたい。

○加治屋技術専門員

はい、新聞紙面等で公表されている以上のことはちょっとこちらでも把握していないです。偽装があったというような事実しか把握しておりません。

○柳原議長

よろしいでしょうか。

○泊田委員

はい, わかりました。

○柳原議長

他に。はい, 西委員。

○西委員

令和4年管理年度の当初の配分数量はいくらだったんですかね。

○加治屋技術専門員

はい,数量としては全く一緒でございます。国として上限が変わってない,そして, 鹿児島県の配分のシェアも一緒ということで,当初配分としては変わっておりません。

ただ4月に入ると繰越であったり、消化率メリットとか融通メリットというルールがありまして、例えば、他の都道府県にTACを融通してあげたところには、メリット措置としてプラスアルファでTACをつけてあげますという措置があったりしまして、4月に入ると、それが明らかになって、追加配分されるということになります。当初は一緒でございます。

○柳原議長

他に質問ございませんか。私から質問ですが、大型魚の今回の実績は11.3トンで、配分案は8.9トンで減るということですか。

○加治屋技術専門員

こちらは、秋田県から小型魚 5 トン、大型魚 5 トンをいただいたり、他の都道府県から融通してもらった結果、増えるということがございます。

国の仲介で、よその都道府県から譲り渡せる量で、欲しいところは手を挙げてくださいということで、要望調査がございます。

その中で, 鹿児島県からもこれだけの数量を融通して欲しいですということはさせて いただいております。

ただ、それに関して、今年は他の都道府県も相当捕れてまして、欲しいというところと譲れるというところの量がすごくバランスが悪いです。

鹿児島県から要望して、全体の中では融通していただける量がそれほど多くはなかったという状況になります。

もう1つは、後ほど説明しますが、秋田県が融通できる数量がありますという情報を 手に入れまして、直接、秋田県さんに交渉して、割とまとまった量を融通していただけ たということがございました。

そういう形で、他の都道府県から融通してもらいながら、枠をかき集めているという 状況ではございます。

○柳原議長

他に。重信委員。

○重信委員

柳原さんが指摘したのは、国の配分が8.9で、要は秋田県から5トンとか、今、県から説明があったけど、2.4トンしか増えてないですよ。今、この表の中で、県の国からの配分が8.9トンで、合計が11.3になってるんだけど。

○加治屋技術専門員

こちらは漁獲の実績です。過去の令和2から3年度の漁獲の数字になります。TACの数量は一番右の表の中のTAC配分案になります。

○重信委員

右ですね、わかりました。

もう1つ,最初の配分は少ないけど,配分を少しずつ増やして,結局は去年の実績として27トン捕ってるわけですか。

○加治屋技術専門員

少しお待ちください。実績は令和2年度から令和3年度の漁獲実績の平均になります。

○重信委員

合わせた平均ですね。僕が言いたいのは、最初は14.2トンだけど、後から追加配分がずっと来て、最終的にトータルの収支は合ってるの。

○加治屋技術専門員

そうですね。実績としては上がってます。枠としては、これ以上たくさんあったんで すけれども、実際捕ったのは、最終的にはこの数量だったということです。

○重信委員

僕が質問したかったのは、TACは捕り過ぎたら、その分を後から減らしていく、国からの配分量を減らしていくというふうに僕は認識していて。そういう意味で減らされているわけではないということがわかりました。

○柳原議長

川畑委員。

○川畑委員

1つ聞きたいんですが、漁獲実績と他県から譲り受けた数字を足して、今年の配分量を増やした上でのTAC配分案っていうのはできないもんですか。

○加治屋技術専門員

国際約束で、まず捕れる量の上限というのが決まっており、それをさらに配分するルールというのは、過去の配分により計算された配分シェアでやっていきますというルールができ上がってるので、今のところは難しいというのが現状です。

ただ,我々も都道府県の担当者会議や意見交換会があり,その中で場所によっては非常に資源が増えているから,過去のルールを見直してもらえないかっていうことを,これはもう鹿児島県だけじゃなくて,TACの配分が少なくて苦しんでるところは,国に意見をさせていただいております。

○川畑委員

いいですか。実を言いますと、鯨もそうなんですけど、我々19トンの連中が1航海で鯨を見る回数というのは1回あるかないかだったんだけど。

ところが、今は鯨を見ても報告をしません。そのぐらい鯨が多くなってるんだが、マ グロも、資源保護上の上限が実態と合っているのか、その上限をどこかで変えないと生 態系も崩れると思うんですよね。そういう話し合いはされないんですか。

○加治屋技術専門員

国際約束と申し上げましたけれども、WCPFCという中西部太平洋まぐろ類委員会という日本とかアメリカとかメキシコ、台湾、韓国、そういったところが加盟している国際委員会があって、そこで科学的な調査の結果によりTACが定められているということではあります。

ただ、最近はコロナの影響があったりして、そういう会議もWeb会議でなかなか議論が煮詰まらないというようなことも聞いてはおります。

国の方ではそういう中で、科学的な根拠を示しながら、色々検討していただいてるところになります。

○川畑委員

もう1ついいですか。今、そういう他の外国の加盟国がありますでしょう。

ところが, 今, 鯨は外れましたよね。そういう国も今から出てくる可能性があるんで すか。

○加治屋技術専門員

そこはもう国の判断次第だと思うんですけれども,国際的な約束をする場から脱退するのはなかなか難しいのかなというふうには個人的には思います。

○柳原議長

他にございませんか。県の方も大変ですけど、県内の漁業者が困らないように他県からの配分に努めていただければと思います。他にございませんか。

これは諮問事項ですので、くろまぐろ及びするめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定については、原案の通り、漁獲可能量を定めることが適当である旨、決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○柳原議長

それでは、その旨答申することに決定します。

【議題4:特定水産物に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の運用について(報告)】

○柳原議長

議題4ですが、特定水産物に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の運用について。これは報告事項です。県からの説明をお願いします。

○水産振興課(加治屋技術専門員)

資料4でご説明いたします。特定水産資源に関する令和4管理年度における知事漁獲可能量の運用について、報告が2件ございます。1ページ目をお開きください。

まず,1つ目でございます。知事管理漁獲可能量,いわゆるTACをくろまぐろに関して変更したので、その報告です。

1項目の経緯については、秋田県からくろまぐろの小型魚 5 トンと、大型魚 5 トンを譲渡されたということで、本県のくろまぐろ漁業の各管理区分に配分したということでございます。

配分のルールにつきましては、先ほど申し上げた通り、概ね1割を本県の留保枠とすると、残りの概ね9割を平成22年から24年の漁獲実績の平均値の比率に応じて、それぞれ按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するということでございます。

中略しまして,国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は,上記の配分基準に準じて当該増加量を配分するということでございます。

具体的な配分について,ご説明いたします。

まず、配分方法について、大型魚、小型魚共通の配分の方法でございます。

配分量の1割を県の留保枠とするということです。令和4管理年度は令和2管理年度 の漁獲実績をもとに、管理区分ごとに記載の比率で配分しました。譲り受けた量につき ましても、当該比率で配分したということでございます。

小型魚につきましては定置漁業とその他の漁業で72対28,大型魚につきましては,定置漁業とその他漁業で55対45という比率で配分しました。これを適用しております。

具体的な配分を示したのが、下の表になります。

小型魚につきましては、定置漁業、変更前の漁獲可能量が10.8トン、その他のくろまぐろ漁業の方が4.2トン、県の留保枠として1.4トン持っておりました。

先ほど申し上げた5トンをそれぞれの比率で按分しまして,定置漁業に3.2トン,その他のくろまぐろ漁業に1.3トン,県の留保枠として0.5トンを追加してございます。

変更後の漁獲可能量は定置漁業が14トン,その他のくろまぐろ漁業が5.5トン,県の留保枠として1.9トン,合計21.4トンになってございます。

大型魚につきましては、変更前の漁獲可能量で定置漁業が5.3トン、その他のくろまぐ ろ漁業の方が4.8トンで、県の留保枠はこの時点でゼロでした。

追加配分量ということで、定置漁業に2.5トン、その他のくろまぐろ漁業に2トン、県の留保枠として0.5トンを追加してございます。

変更後の漁獲可能量がそれぞれ7.8トン, 6.8トン, 0.5トンということで, 合計15.1トンになってございます。

次に、2ページ目をご覧いただきたいんですけれども、そのあとに都道府県間の融通 により、追加の配分があったというものでございます。

1項目の経緯について、都道府県間の融通によりまして、本県に対してくろまぐろ小型魚が0.3トン、大型魚が0.6トン追加配分があったということでございます。

2項目は、配分の方法でございます。ご覧いただいた通り、追加された量が0.3トンと0.6トンということで非常に少なくて、これを72対28とか、55対45で按分するというのは現実的ではないということで、全量を県で留保させていただきました。

変更後の数量につきましては、小型魚で県の留保枠1.9トンとなっておりましたのが2.2トン、それと、大型魚につきましては県の留保枠が1.1トンになってございます。 県の公報等で既に公表してございます。

その他,補足事項ということで記載させていただきました。留保枠の運用について, 留保枠を増やしてどうするんだというようなご意見もあろうかと思って,追加したもの でございます。

各管理区分の漁獲実績が漁獲可能量を超えることが往々にして発生してございます。 これを超過した場合に,この県の留保枠から補填して穴埋めする措置をこれまで取って ございます。

基本的に、超過する状態というのは採捕停止に近い状態になっておりますので、これはもう放流作業の際に死んでしまったやむを得ないものですとか、漁獲の情報がタイムリーに入ってこないところもありまして、そういうタイムラグがあって超えてしまった時に、この留保枠を運用させていただくということでございます。

それと、もう1点は、今年度未利用となった漁獲可能量について記載してございます。 余らせてしまったらもったいないじゃないかというようなご意見も伺いますので、も し、TACを余らせてしまった場合、これはくろまぐろに限ったことですが、どうなる かを補足で書かせていただきました。

今年度未利用となった漁獲可能量について、小型魚が1.4トン、大型魚が0.9トンと記載がございます。これは当初配分の1割です。先ほど、令和5年度小型魚が14.2トンで

した。大型魚は0.9トンと説明しましたが、その当初配分の1割を上限にして、来年に繰り越させるということになります。

ぎりぎりまで捕って、小型魚で1.4トン、大型魚で0.9トンを取り残す分には来年度に 追加されるので、損にはならないというご説明でございます。以上でございます。

○柳原議長

報告事項ですけど、何か確認したい事項がございますか。はい、川畑委員。

○川畑委員

ちなみに秋田県が持っている枠はどのくらいですか。

○加治屋技術専門員

すみません,手元に資料が秋田県の分はないんですけれども,東北の方は大体2桁で, 青森ですと3桁になると思います。

こういう枠をたくさん持っているところは、融通することにもメリットがあって、自分のところで持っているTACの消化率をこれを上げると、国からご褒美みたいな形でTACの追加配分が来年度もらえます。

余りそうだなと思ったら、自分ところのTACを減らして、消化率を上げるという措置を取られることで、管理年度末になると相談次第ではこういった措置をしてもらえるということになります。

○柳原議長

報告事項ですけど,他にございますか。

特に意見もないようですので、この件については、ここまでということにいたします。

【その他】

○柳原議長

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様から、何かございますか。 では、事務局からどうぞ。

○事務局(上今書記)

はい。事務局から2点あります。

1点目は資料につけておりましたが、委員会指示発出の報告です。県の公報を添付しておりました。今年度3件委員会指示を更新しておりますので、その報告になります。

もう1点は、この委員会終了後に公聴会の事務連絡をさせていただきたいので、少しお時間をください。お願いいたします。

【閉会】

○柳原議長

以上,他になければ,これで第6回鹿児島海区漁業調整委員会を閉会します。 議事進行にご協力ありがとうございました。

○脇田事務局長

委員の皆様,今日はどうもありがとうございました。それでは本日の委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

一令和5年3月7日(火)午後3時10分閉会一

一令和5年3月22日(水)午後1時30分開始一

【公聴会(鹿屋市会場)】

○川畑議長

定刻になりましたので、ただ今から鹿屋市会場の公聴会を開催します。

本日はお忙しい中、公聴会にお集まりいただきましてありがとうございます。

この公聴会の出席者については、後ほど事務局から名簿をお配りします。

それでは、本会の趣旨をご説明しますが、本会は鹿児島海区漁場計画、いわゆる漁業権について、利害関係のある方の意見を聴く会であります。

意見を述べようとする方におかれましては、討論の場ではありませんので、ご承知おき願いたいと思います。

また、会の進め方としては、県から一括してご説明した後、公聴会出席者からご意見などを述べていただきます。当委員会が公聴会でいただいた意見を集約して県へ意見を述べることとなります。

なお、公聴会出席者からのご発言について、委員から質問をさせていただくことがありますので、よろしくお願いします。

それでは、県から説明をお願いします。

(水産振興課から説明(7日の説明と同じ))

○川畑議長

県からの説明が終わりました。ここで公聴会出席者の方の意見を賜りたいと思いますが、発言の際には挙手の上、所属及び氏名を言っていただき、議長の了承を得た後にマイクがお手元に届いてから行うようにしてください。

それでは、ご遠慮なく発言いただきたいと思います。

○公聴会出席者

特に意見はありません。

○川畑議長

なければ、これで公聴会を終了したいと思いますが、よろしいですか。

(「はい。という声あり」)

○川畑議長

それでは、公聴会を終了します。ありがとうございました。

-令和5年3月22日(水)午後2時5分閉会-

一令和5年3月29日(水)午後1時30分開始一

【公聴会(阿久根市会場)】

○柳原議長

定刻になりましたが、公聴会への出席を希望される方はおられませんでしたので、これで、公聴会を終了したいと思いますが、よろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○柳原議長

それでは、公聴会を終了します。

-令和5年3月29日(水)午後1時31分閉会-